（業務代理の認可の申請等）

第三十九条　令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の規定による認可の申請については、第十一条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第十一条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第十一条第三項第六号	農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等契約	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約
（略）	（略）	（略）
第十一条第三項第三十三号	農業協同組合法第十一条の七第一項、水産業協同組合法第十一条の十三第一項	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十二条の三第一項
第十一条第三項第三十四号ハ	農業協同組合法第十一条の四第三号、水産業協同組合法第十一条の十第三号	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の二
第十一条第三項第三十四号ニ	農業協同組合法第十一条の九ただし書、水産業協同組合法第十一条の十五ただし書	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の二ただし書
（略）	（略）	（略）
第十一条第三項第三十七号イ	農業協同組合法第十一条の五十七第一項、水産業協同組合法第十七条の七第一項	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十条第三項
	農業協同組合法第十一条の十九第二項、水産業協同組合法第十一条の三第四項	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十条第六項
（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

（水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令の一部改正）

第四条　水産業協同組合法第百二十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）	（組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　（略）	2　（略）

（業務代理の認可の申請等）

第三十九条　令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の規定による認可の申請については、第十一条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第十一条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第十一条第三項第六号	農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等契約、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等契約	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約
（略）	（略）	（略）
第十一条第三項第三十三号	農業協同組合法第十一条の七第一項、水産業協同組合法第十一条の十の二第一項	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十二条の三第一項
第十一条第三項第三十四号ハ	農業協同組合法第十一条の四第三号、水産業協同組合法第十一条の八第三号	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の二
第十一条第三項第三十四号ニ	農業協同組合法第十一条の九ただし書、水産業協同組合法第十一条の十二ただし書	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の二ただし書
（略）	（略）	（略）
第十一条第三項第三十七号イ	農業協同組合法第十一条の五十七第一項、水産業協同組合法第十七条の七第一項	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十条第三項
	農業協同組合法第十一条の十九第二項、水産業協同組合法第十一条の二第四項	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十条第六項
（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

改正後	改正前
（組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）	（組合の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　（略）	2　（略）

総理府
大蔵省令第十五号
農林水産省